

工事監理業務委託仕様書

1 委託業務名

市立木田小学校外 1 校校舎棟トイレ改修工事監理業務委託

2 委託場所

木田小学校：寝屋川市木田元宮一丁目 17 番 1 号

堀溝小学校：寝屋川市堀溝三丁目 10 番 8 号

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日まで

（工事の検査証受領までは対応すること。）

4 監理対象工事の概要

工事名：市立木田小学校校舎棟トイレ改修工事（建築主体工事）

市立木田小学校校舎棟トイレ改修工事（電気設備工事）

市立木田小学校校舎棟トイレ改修工事（機械設備工事）

市立堀溝小学校校舎棟トイレ改修工事（建築主体工事）

市立堀溝小学校校舎棟トイレ改修工事（電気設備工事）

市立堀溝小学校校舎棟トイレ改修工事（機械設備工事）

工期：契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日まで

工事概要：木田小学校 トイレ改修 10 箇所

堀溝小学校 トイレ改修 5 箇所

I 業務概要

1 目的

市立木田小学校校舎棟トイレ改修工事及び市立堀溝小学校校舎棟トイレ改修工事が円滑かつ適正に施工されるように重点監理するものである。

2 工事場所

木田小学校：寝屋川市木田元宮一丁目 17 番 1 号

堀溝小学校：寝屋川市堀溝三丁目 10 番 8 号

3 業務の実施条件

- (1) 業務は、令和 6 年国土交通省告示第 8 号に掲げるものとする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項は、「建築工事監理業務委託共通仕様書」（平成 13 年 2 月 15 日付け国営技第 6 号（最終改定 令和 6 年 3 月 26 日付け国営整第 214 号））による。
- (3) 業務は、発注者の設計図書及び事業費を順守し、工事監理を行うこと。
- (4) 業務の実施に当たっては、発注者支援事業者と十分な連絡を保ち、基本方針については、発注者支援事業者の指示及び承諾を受けるものとする。
- (5) 照査技術者及び管理技術者（技術管理者）は建築士法による一級建築士又は二級建築士であり、本工事と同程度の公共建築物の改修工事の工事監理実績を有するものとする。
- (6) 監理業務の一部を第三者に委託する場合は、寝屋川市「業務委託契約に関する再委託ガイドライン」に則り手続きを行うこと。
- (7) 業務に関し疑義が生じた場合には、速やかに発注者支援事業者と協議する。
- (8) 工事着手にあたり、学校行事や市の行事予定を事前に確認し、工事施工に支障のないように綿密に各所関係者と調整を行うこと。
- (9) 工事終了までの間に設計変更が生じた場合、設計意図の伝達に関する、質疑応答、説明、助言等を求められた際は随時適切に行うものとし、必要に応じて発注者支援事業者及び発注者と打合せを行う。
- (10) 工事の発注方法により工事施工業者が複数になるため、工事監理は柔軟に対応すること。

- (11) 工事期間中に別途工事として、屋内運動場に空調設備の設置工事も予定しているため、仮設計画など各工事に支障をきたさないよう別途工事の工事施工業者及び工事監理者、発注者支援事業者とも協議を行い柔軟に対応すること。

Ⅱ 業務仕様

1 業務内容

- (1) 本市が指定した工期内に行われる定例会（週 1 回程度）及び分科会（週 1 回程度）に出席すること（意匠、電気設備、機械設備等の各担当者が必要に応じ出席すること）。また、質疑等に対しても誠実に対応し、工事が円滑かつ適正に進むように対応すること。
- (2) 機器仕様書、施工要領書等を確認の上、発注者支援事業者に報告すること。
- (3) 当該工事において各法令等による必要な検査及びコンクリート打設等の各品質管理に関する受入れ及び工事施工時（隠ぺい部の施工等）に立会い、適正に施工されているかの確認を行うこと。
- (4) 工事監理に当たっては、建築基準法、その他関係法令等を準拠すること。

また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記の仕様書等に基づき監理を行うこと。

- ・ 建築工事監理指針（最新版）
 - ・ 建築改修工事監理指針（最新版）
 - ・ 電気設備工事監理指針（最新版）
 - ・ 機械設備工事監理指針（最新版）
- (5) 発注者支援事業者・工事施工業者との協議を行った場合は、速やかに記録簿を作成し、その都度書面にて報告すること。また、質疑事項は発注者支援事業者へ書面（市指定の様式）にて確認を行うこと。最終は全てまとめて 1 部提出のこと。
 - (6) 工事施工業者から工事完了の報告を受けたときは、工事の完了を確認した後、関係資料を整備及び内容を確認して発注者支援事業者に提出し、工事完了検査に立ち会わなければならない。工事完了検査によって手直し工事等の指示事項が生じた場合には、直ちに工事検査指示事項を列記

及び図示し、発注者支援事業者に提出しなければならない。

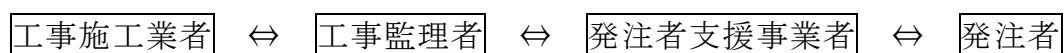
- (7) 契約検査員による工事完了検査を受検する前に、全ての工事を完了させ、かつ、関係諸官庁の検査が完了し、検査済証の発行が行われていることを確認しなければならない。
- (8) 前項の工事完了検査の結果、手直し、改造又は事務手続き等を要する場合には、受託期間にかかわらず監理業務を行うものとする。工事施工業者から手直し工事完了の報告を受けたときは、手直し工事の完了を確認した後、発注者支援事業者及び発注者に報告しなければならない。
- (9) 工事の進捗状況、協議、指示、立会、検査、試験、報告、受領、承諾、確認等の業務を処理したことを示す内容を、工事監理報告書に記録し、翌月の5日までに発注者支援事業者及び発注者へ提出しなければならない。
- (10) 定例会議に用いる打合せ資料については、工事施工業者・発注者支援事業者・発注者へ出席の有無にかかわらず事前に送付すること。
- (11) 施設管理者への建築物等の引継ぎには、工事施工業者に工事完了引継書及び機器類の使用方法、鍵の種類、機器取扱説明書など維持保全に関する説明書を作成させ、内容を確認した後、発注者に引き渡さなければならない。
- (12) 現場で設計の変更及び追加工事の必要が生じたとき、また国土交通省の通知（全体スライド、単品スライド、インフレスライド条項の適用）等により残工事の精査及び再積算が必要となった場合は、発注者支援事業者及び発注者と協議の上、変更設計、追加設計及び積算業務を行うこと。
- (13) 本業務には、施設所有者・施設管理者等との調整業務が含まれる。
- (14) 工事現場における適切な施工体制の確保（施工体制台帳、施工体系図、施工体制の把握、技術者の配置）等について漏れなく点検を行うこと。
- (15) 出来形・出来高や設計図書に基づく、施工計画書、工程表、施工図、施工要領書、工程表等の確認、承諾を行うこと。なお、施工図のうち建築で必要となる壁面パネル割付図等は電気及び機械設備工事と調整した総合図を作成させて承諾を行うこと。
- (16) 現場における調整業務として、関連する工事との間で工程等に相互に支障がないように協議し、必要事項を工事施工業者に対し指示すること。また、調整が必要な近隣等との折衝や周辺環境の保全、工事施工業者からの施工方法の提案への検討等を行うこと。

- (17) 段階確認検査等の各種検査は数量、出来形、出来高、品質・性能を主とし、工事監理者は事前に工事施工業者の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事施工業者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行うこと。
- (18) 当該工事が国、府等の会計検査及び市の監査の対象となった場合、必要な資料、質疑に対する回答、立会等について適切な支援を行うこと。
- (19) 工事監理委託対象工事の出来高検査、指定部分完了検査等に当たっては、出来高部分調書・内訳書の照査や施工計画書、施工図及び工事工程写真等の工事書類の確認を行い、不備がある場合は工事施工業者に指示・訂正させた上で受検に臨むこと。

また、各種検査には立会い、工事施工業者の応答が不十分な箇所は必要に応じて補足説明を行うなど、スムーズな検査進行に配慮する。検査終了後に検査指示書を確認（サイン）し、手直し事項は、手直し工事完了後に確認を行い、その内容を書面により発注者支援事業者及び発注者に報告する。

2 質疑確認・報告等体制

- (1) 本業務は市の調査職員の代行として発注者支援業務委託を予定している。
- (2) 設計図書及び工事施工に係る質疑確認・報告等体制は下記図による。



3 貸与図書

市立木田小学校外1校校舎棟トイレ改修工事に係る設計業務委託における成果品。

4 提出書類、成果品（委託業務関係様式等）

- (1) 委託業務着手届（着手時）
- (2) 委託業務計画書（着手時）
- (3) 管理技術者等届出（着手時）
- (4) 管理技術者経歴書（着手時）
- (5) 委託業務完了届（完了時）
- (6) 納品書（完了時）
- (7) 引渡書（完了時）
- (8) 工事監理報告書＜工事進捗状況報告含む＞（翌月 5 日まで）
- (9) 工事監理日誌（翌月 5 日まで）
- (10) 工事監理写真（翌月 5 日まで）
- (11) 定例会議議事録、各種打合せ記録、質疑応答書（随時）
- (12) 承諾書（建築、電気設備、機械設備の施工計画リスト、施工計画書、
施工図、材料の承諾進捗状況予定・実施管理表（随時）
- (13) 建築基準法第 18 条第 16 項の規定による検査済証
（計画通知(用途変更を除く)が必要となる場合）
- (14) その他市が指示するもの

5 補則

- 1 この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて市と本工事管理
業務委託の受注者が協議して運用を定めるものとする。
- 2 本案件の落札決定（予定）日時点において、次の案件が契約締結に至ら
なかった場合は、本案件の契約期間の変更等を行うことがある。
 - ・市立木田小学校校舎棟トイレ改修工事（建築主体工事）
 - ・市立木田小学校校舎棟トイレ改修工事（電気設備工事）
 - ・市立木田小学校校舎棟トイレ改修工事（機械設備工事）
 - ・市立堀溝小学校校舎棟トイレ改修工事（建築主体工事）
 - ・市立堀溝小学校校舎棟トイレ改修工事（電気設備工事）
 - ・市立堀溝小学校校舎棟トイレ改修工事（機械設備工事）